

政治資金の徹底した透明化を ～国民が信頼できる政治の実現に向けて～

公益社団法人 経済同友会
政治・行政改革委員会

2025年3月11日

1. 昨今の政治改革関連法の改正

- 2024年12月の臨時国会において、政治改革関連3法（政治活動費廃止法、政治資金監視委員会設置法、政治資金規正法）、改正歳費法が成立。
- 政治資金の透明化につながる内容が法案化されたことで、ようやく政治資金改革が緒に就いたものの、国会で論点にならなかったものも含め、未だ積み残された課題は多い。

主な改正内容

2024年12月改正

政策活動費廃止法

- 政策活動費の全面廃止

改正歳費法

- 調査研究広報滞在費の使途公開・残額返還の義務化

政治資金規正法

- 政治資金収支報告書のデータベース化※
- 外国人によるパーティ券の購入禁止

政治資金監視委員会設置法

- 政治資金監視委員会の国会への設置

2024年6月改正

改正政治資金規正法

- 政治資金収支報告書への「確認書」交付の義務付け
- 政治資金の預貯金保管（パーティ券は振込義務化）
- パーティ券購入者公開基準を20万円→5万円に変更
- 1000万円以上の資金移動時の公開基準の拡大
- 政治資金収支報告書のオンライン提出の義務化

※氏名・企業名などの項目で簡易に政治資金の額を名寄せすることができるようにするもの。

2. 課題認識

- 主な課題は、「政治資金の使途や流れの不透明さと監査の形骸化」、「政党交付金が適切に使用されず、それを受領する政党の役割・責任が不明確であること」、「寄附者である企業・団体の政治資金に関する説明責任・ガバナンス」である。

政治資金の使途の不透明さ

- 高額な会食費や贈答品など政治資金収支報告書を一見しただけでは必要性が判別できないものが多い。
- 人件費も総額のみで、支出の詳細が分からない。（政党交付金は、支出明細の公開基準が低くさらに詳細が不明。）

政治団体間の資金移動の複雑さ

- 約6万ある政治団体が様々な経路で資金移動を行っており、資金の流れを複雑にしている。
- 現金授受が完全に禁止されていないため、不透明さを助長している。

外形的な政治資金監査

- 領収書との突き合わせなど外形的な監査に留まっており、妥当性に踏み込んだ監査ができていない。
- 個々の監査が正しくできなければ、設置予定の政治資金監視委員会の実効性にも懸念が生じる。

政党交付金の使用

- 毎年多額の政党交付金を使用されず、基金として積み上がっているが、所属議員には必要額が分配されていない。
- 宣伝事業費や選挙関係費が多くを占めており、政策立案に資すると考えられる調査研究費への支出は少ない。

政党のガバナンス不全

- 政党の政策力を強化するための党内の政策議論や公募等の人材発掘や立候補者の支援に政治資金が使われていない。
- 政治とカネの問題を始め、議員不祥事が起きた際の政党が果たす責任が明確になっていない。

企業・団体献金のあり方

- 企業・団体のみを禁止するという拙速な議論には合理性に欠ける。
- 他方、透明性が議論される中でも、寄附者となる企業・団体側の透明性の向上については議論が及んでいない。

3. 提言Ⅰ：政治資金の使途と流れの可視化・監査の質の向上

- 繰り返される「政治とカネ」にまつわる不正を根絶し、国民が政治資金の必要性を判断できるようにするために、抜け道のない資金の使途と流れの透明化の徹底と監視機能の強化が不可避である。

提言内容

① 政治資金の流れの可視化

- 政治資金の現金授受を完全禁止し、資金の流れを追えるようにする。
- 同一の国会議員が複数の政治団体を持つことを禁止する。
- データベース管理システムを構築し、名寄せ、検索、分析を容易にする。

② 政治資金の具体的使途・目的の公開

- 全ての政治資金の支出の具体的な使途・目的を報告書に記載する。

③ 民間企業と同等の政治資金監査の実施

- 監査の適正性を保つために政治資金の会計処理では複式簿記を導入する。
- 政治資金監査では政治資金の必要性・妥当性を確認することとし、政治資金監視委員会を有効に機能させる。

3. 提言1：政治資金収支報告書のデータベース化

- 昨年12月の法改正により、政治資金収支報告書のデータベース化によって、政治資金の使途の分析や流れを確認するための基盤が構築されることとなったが、詳細な仕様は今後の検討に委ねられている。
- しかしながら、単なるリストの作成や情報を電子化するだけでは、不十分であり、実効性の高いデータベース管理システム（DBMS）を構築することこそが重要。
- データベース化については、政治資金の透明性の向上には欠かせない取り組みであるため、2027年1月の施行に向け、国民による監視という観点で、有効に機能させるために、本提言において最低限必要なポイントを示す。

政治資金収支報告書のデータベース管理システムの構築のポイント

開示項目	概要
国会議員名での名寄せ	複数の政治団体を持つ国会議員の政治資金の総額や、資金移動の状況が確認できるようにする。
寄附者名・住所での名寄せ	企業・団体名（代表者名を含む）、個人名およびそれらの住所を用いて名寄せできるようにすることで、寄附者ごとの寄附先や寄附総額が確認できるようにする。
支出の目的ごとの分析	経常経費および政治活動費の支出項目ごとの分析を可能とすることに加え、その明細項目の支出の目的（贈答品・飲食費・寄附金等）についても分析を可能とする。

※経済同友会 代表幹事「透明性と説明責任ある政党ガバナンスの確立により、国民の信頼の回復を－政治資金事案に対する意見－」（2024年1月30日）において、名寄せ・デジタル解析を可能とする政治資金収支報告書アプリケーションソフトの統一化・標準化とWEB公開の義務化を提言している。

4. 提言2：政党法による政党交付金を受け取る政党の役割・責任の明確化

- 政党は国民の意見を国会に反映させる「公的な役割」を担っており、その役割・責任を明確にすることが重要である。とりわけ国民の税金を財源とする政党交付金を受領している政党は、国民が納得できる政党交付金の使用、透明性のある政党の体制構築が必要である。

提言内容

① 政党が公的な役割と責任を果たす仕組みの構築

- 政党法を制定し、政党の自己統治能力を高める。
- 政党交付金を受け取る政党は「公的な役割・責任」があること、政党内部の機関の権限・機能など、政党が定めるべき事項を政党法に規定する。

② 政党交付金の適切な使用

- 政治家が政策立案に専念できるよう、政党交付金の適切な分配のための基本方針を党則に定めることを政党法に規定する。
- 政党支部が受領した政党本部からのものを含め、政党交付金の使い残しがあれば国庫に返納する旨を政党法に規定する。

③ 政策力・人材力向上への政党交付金の活用・内部統制状況の公開

- 政党交付金を活用した政策力や人材力向上に向けた支援や投資、候補者や党役員の選定プロセスについて党則に定めることを政党法に規定する。
- 党則の規定に対する内部統制システムの運用状況が分かる報告書を開示することを政党法に規定する。

4. 提言2：政党法、党則で規定すべき事項

➤ 提言2①～③の内容に関して、本提言において政党法、党則で規定すべき事項を示す。

政党法、党則で規定すべき事項（案）

項目	ルール	規定事項
政党の定義	政党法	<ul style="list-style-type: none"> 政党交付金を受け取る政党は、単なる社会団体ではなく国民の意見を国会に反映させる「公的な役割」を担っていることの定め 政党内部の機関（党大会または議員総会、党首・役員、本部・支部等）の権限・機能の定め 政党と議員、党員、本部・支部の関係（果たすべき責任を含む）の定め
	党則	<ul style="list-style-type: none"> 任意の機関に関する定め
政党交付金	政党法	<ul style="list-style-type: none"> 政党交付金の使用・分配に関する基本方針を党則で規定することの定め 政党交付金は基金として積み立てることができないものとし、使い残しがあった場合の返還を要することとする定め
	党則	<ul style="list-style-type: none"> 政党交付金の使用・分配に関する基本方針の定め
政党力向上	政党法	<ul style="list-style-type: none"> 政策力や人材力の強化やそのための投資、候補者や党役員の選定プロセスに関する事項を党則で規定することの定め 政党法および党則の規定に対する内部統制システムの運用状況が分かる報告書を開示する旨の定め
	党則	<ul style="list-style-type: none"> 所属の国会議員の政策立案を促進するための支援や投資に関する定め 公募・人材発掘への投資、候補者への資金支援、教育・研修等の人材育成への投資に方針に関する定め 候補者や党役員における若年層や女性の割合に関する方針に関する定め

5. 提言3：第9次選挙制度審議会の速やかな設置と企業・団体における自主的な透明性の向上の検討

- 企業・団体献金のあり方の検討にあたっては、第9次選挙制度審議会を設置し十分な検証や議論の上、結論を出すことに加え、企業・団体側も政治献金の意思決定の適正性や情報の透明性を向上させることを検討すべき。
- 政治家だけでなく、個人、企業、団体、更にメディアそれぞれが出来る努力をし、企業・団体献金についてもすべての国民から納得感の得られる姿にしていくべき。

提言内容

(第9次選挙制度審議会の速やかな設置)

- 現在、国会では企業・団体献金のあり方について、政治家だけの議論により結論が導き出されようとしているが、本来、政治資金をはじめとする政治改革は、近年の様々な動きや議論を踏まえて第三者（法曹界、学会、経済界、労働界、メディアなど）の立場から検討し、国民的議論に付すべきである。
- したがって、第8次制度選挙審議会がめざした「政党本位・政策本位」の政治の実現に向けて、外部有識者からなる第9次選挙制度審議会を速やかに設置し十分な議論を開始することを強く求めたい。

(企業・団体における自主的な透明性の向上の検討)

- 政治資金の問題は、政治家だけではなく、献金する側である企業・団体、個人にも説明責任がある。政治献金の透明性向上に向けて、各企業・団体が自主的に政治献金に関する意思決定の適正性や情報の透明性を向上させ、ステークホルダーに対して説明責任を果たすよう、検討をはじめることが必要である。
- 企業献金について、経営会議、取締役会等での決議・報告を行うことや、企業・団体献金の情報についてサステナビリティ報告書等で公開するなど透明性向上に向けた自主的検討・取り組みが既に一部企業で行われている。各国の状況や外部有識者など第三者の意見を参考に検討することも考えられる。